

集団ストーカー犯罪の周知に関する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 84 号

受理年月日 令和 3 年 5 月 7 日

付託年月日 令和 3 年 6 月 11 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区区内において、組織的な嫌がらせ(以下「集団ストーカー犯罪」という。)の周知が進んでいないこと、法規制がないことにより被害者が精神的に追い詰められています。更に全く関係のない地域の皆様までも巻き込んでいるため、陳情させていただくことに致しました。

集団ストーカーとは、一個人に対して不特定多数の集団が、悪評や風評の流布、付きまとい、盗聴、盗撮、監視行為、プライバシーの侵害、人間関係の操作、騒音等の嫌がらせを行う犯罪であり、社会問題となっております。企業のリストラや子どもへのいじめにも関与している問題でもあります。

日本では、まだ一部のマスコミにしか取り上げられておりませんが、欧米ではテレビでも報道されており、広く認知されています。アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランスなどの国では、ハラスメントやストーカー行為に関して、既に法制化もされており、集団ストーカーへの理解が進んでいます。

声を上げたくとも、上げられない被害者が数多くおり、自殺まで追い詰められることもあります。東京都迷惑防止条例第 5 条の 2 にも違反する行為でもあり、区民に対する重大な人権侵害です。

欧米のように周知徹底をすることがこの犯罪の抑止につながると思います。子どもたちの未来を守るため、より良き江戸川区の未来のためにも皆様のご理解とご協力が必要です。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 区民の方々に集団ストーカー犯罪を啓蒙するパンフレットやチラシ等を作成し、配布または回覧すること。(公共施設へのチラシボックス設置、区役所や町内会への印刷物の配布または回覧を希望。)
- 2 区内において、集団ストーカー犯罪を啓蒙するポスターの掲示を希望。
- 3 江戸川区ホームページにおいても周知を希望。